論文審査の要旨 (Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博士(法学)	氏名	平山
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当	(Author)	平山 也寸志

論 文 題 目 (Title)

代理権濫用の研究

論文審查担当者	(Dissertation Committee)			<u> </u>
主 査	(Committee chair)	教 授	堀田 親臣	卸
審査委員	(Committee member)	教 授	松原 正至	印
審査委員	(Committee member)	教 授	宮永 文雄	印
審査委員	(Committee member)	名誉教授	鳥谷部 茂	印

〔論文審査の要旨〕(Summary of Dissertation Review)

本論文は、代理の基礎理論との関係性を意識しつつ、日独法の代理権濫用に関する解釈論の状況を比較することを通じて、平成29年の民法(債権関係)の改正により改正法107条で明文規定が置かれた代理権濫用の諸問題について検討するものである。

本論文は、3編からなる。第 I 編は、代理制度において代理権濫用の問題がどのように位置づけられるかの基礎となる。ここでは、ドイツの代理の法的構成に関する学説の整理・分析(第 1 章)、わが国での任意代理権の発生原因に関する判例・学説の考察を通じて(第 2 章)、代理の基礎理論の確認がなされる。なお、第 II 編との関係から、本人・代理人間の義務違反が代理権の範囲に影響を与えるかという代理権の範囲の有因性・無因性についての基礎的理解が重要となる。

第Ⅱ編は、日独で議論の対象とされてきた代理権濫用の問題を、①基本的法的構成(第1・2章)、②相手方保護範囲の問題(第3・4章)、③代理人側の要件(第5章)、④本人に有責性のある場合(第6章)の順で検討する。①については、わが国では代理人の背任的意図と代理意思の関係が問題とされてきたこと、わが国の判例の考え方(93条構成)が代理人行為説を基礎に代理権濫用の問題を顕名主義との関係で検討したことに由来することが明らかにされている。②については、まず、ドイツ法を参考に、保護されるべき相手方の範囲を確定する必要性が示され、相手方(不)保護要件という視点から、わが国の解釈論が多様であることが明らかにされている。③については、背任的意図のない客観的濫用に関し、ドイツの議論を参考にしつつ、二当事者間取引とのバランスを理由に、本人が相手方に代理権濫用の異議を唱えることを認めるのは困難等の指摘がなされている。④については、代理権濫用の異議を唱えることを認めるのは困難等の指摘がなされている。④については、代理権濫用事例で過失相殺的処理の可能性を認めるドイツの判例・学説の状況から示唆を得て、わが国でも、履行請求権の平面での柔軟な解決の可能性等に関し重要な指摘がなされている。この他にも、本編は、成年後見人の代理権濫用(第7章)、民法改正における代理権濫用についての議論状況の整理・分析等を行う(第8章)。

第Ⅲ編は、前二編で示された著者の私見およびそれと改正法 107 条との関係の整理をするとともに、今後検討すべき課題等を提示する。ここでは、(i)民法 99 条の適用を前提とする従来の

判例が改正法 107 条の立場を支えうること、(ii)基本的法的構成のいずれの説の根底にも権利濫用・信義則違反との考えがあるとの基本的理解からその法的構成をとり、現行法下では相手方有責であっても有権代理であることを貫く立場であること、(iii)相手方(不)保護要件については議論の現状からして改正法下での議論の進展が待たれること、(iv)(ii)との関係上、著者の立場では、代理権濫用で無権代理人の責任の適用の余地はなく、改正法の立場とも相容れないことなどが明らかにされている。さらに、検討すべき課題等については、履行請求権の平面での過失相殺的処理の可能性のさらなる検討、改正法 107 条の新設と民法 117 条の改正に伴う代理権濫用事例における無権代理人の責任追及可能性の検討といった重要な課題が指摘されている。

本論文の評価は、次のとおりである。まず、本論文は、(1)代理権の濫用に関するわが国の判例・学説をこれまでになく丹念に整理・分析した研究の成果といえ、(2)参照した文献・資料も広範囲にわたり網羅的であることから、この問題について今後研究を進めるにあたっての基礎文献として位置づけることができる。また、(3)ドイツ法研究については、ドイツでの同問題の判例・学説の正確な整理・分析、日独法における制度の相違を踏まえた上での比較研究、わが国解釈論への多くの有益な示唆の提示を行っており、その学術的意義は高い。さらに、本論文は、(4)改正法 107 条の適用に際し、これまでのわが国解釈論との関係性を意識しつつ、今後具体的にどのような問題が生じ、それにどのように対処すべきかということを考える上での有益な示唆を与えうるものであり、改正法 107 条の先駆的な研究論文としての一面も兼ね備え、その意味でも学術的意義は高い。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(法学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は, 1,500字以内とする。